

「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

主任研究者 金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨

我が国では、単身高齢者の増加、経済不況や雇用情勢の悪化等も相まって所得格差の状況やその背景に関する議論が高まっており、所得再分配の役割を担う社会保障の在り方についても、企業や家計がその負担に耐えられるか、世代間の給付と負担のバランスが保たれているかといった観点から全体的な枠組みについて検討することが求められている。本研究では、所得格差に加えて資産格差にも配慮しつつ、それらの議論に対応した基礎資料の提供を目的としている。平成 17 年度は、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、世帯構造・コホート・就業形態別等、給付と負担の在り方に関わる区分を考慮した所得格差の要因に関する分析と再分配効果に関する実証分析を行った。所得格差の要因には所得変動が個人個人で異なることもあるため、低所得が一時的か恒常的かを含めた生活実態を把握するため調査会社に業務委託を行い、転職、離職、引退などによる所得変動の実態と所得格差及び再分配政策に対する人々の意識をアンケート調査し、所得変動の影響を受けやすい非正規就業者や低所得者層に対する所得再分配の在り方を検討するためのエビデンスを収集した。

我が国の所得格差が国際的に見てどのような水準にあるかを知ることは、所得再分配政策の方向性を検討するために必要である。この研究では、OECD における所得格差比較研究プロジェクトとの研究協力を通じて、我が国の所得格差の実態を国際比較の観点から分析した。さらに、ルクセンブルク資産調査の研究動向を把握することにより、今後資産格差の実証分析を進めていく論点と課題を整理した。

A 研究目的

本研究は、「所得再分配調査」等を用いた実証分析に基づき、我が国の所得格差・資産格差の実態を明らかにし、さらに OECD 諸国等、諸外国の状況についても比較分析を行った上で、制度改革による所得再分配効果と家計ベースでみた負担と給付を視点に、持続的成長と所得・資産格差是正との調和を可能とする社会保障の在り方やその条件について考察・研究することを目的と

する。

B 研究方法

平成 17 年度は、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、世帯構造・コホート・就業形態別等、給付と負担の在り方に関わる区分を考慮した所得格差の要因に関する分析と再分配効果に関する実証分析を行う。実証分析に関する具体的な方法の概要は次の通りである。

本研究では、厚生労働省「所得再分配調査」の個票データの利用申請を行い、その承認の下で行われた再集計結果を引用・活用して、ジニ係数を算出し、所得格差や所得再分配効果の分析を行った。

ミーンズ・テストによらず最低保障をするための所得移転として社会政策論で関心と呼んでいる Basic Income の可能性については、これがある場合と現実の所得格差との比較分析を行った。

女性の働き方と所得格差については、母子世帯か単独世帯か、あるいは夫婦共働きの世帯かなど世帯構造の違いによって、どのような所得格差が発生しているのかを調べた。また、未婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を調べた。また、子どものいる世帯の所得格差と母親の就業については、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得それぞれの所得格差をジニ係数と平均対数偏差（MLD）で計るとともに、カーネル密度推定を用いて所得分布の変化を計測した。

所得格差の要因には所得を構成する項目ごとの所得源泉が個人個人で異なることもあるため、所得格差要因としての所得変動のリスクとこれに対する人々の行動に関する研究のサーベイを行った。また、所得変動における低所得が一時的か恒常的かを含めた生活実態を把握するため調査会社に業務委託を行い、転職、離職、引退などによる所得変動の実態と所得格差及び再分配政策に対する人々の意識をアンケート調査し、所得変動の影響を受けやすい非正規就業者や低所得者層に対する所得再分配の在り方を検討するためのエビデンスを収集する。

所得格差と社会保障の給付と負担に関する研究としては、先進諸国の年金改革の方向性と年金制度の再分配機能をテーマとして分析を行った。具体的には、先進諸国の年金制度改革の動向を文献研究と OECD による年金制度の機能の類型化に基づいて、整理する。年金制度の負担と給付の望ましい関係は、世代間の公平性と給付規模が経済成長に及ぼす影響をともに勘案する必要がある。年金の給付規模が経済成長に及ぼ

す影響については、OECD 先進諸国各国の給付規模と経済成長率の時系列データを合わせてプールされたクロスセクション・データを作り、これを利用して固定効果モデルを用いた実証分析を行った。

公的年金制度の再分配機能については、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付のジニ係数を推計し、比較を行った。

さらに、我が国の所得格差が国際的に見てどのような水準にあるかを知ることは、所得再分配政策の方向性を検討するために必要である。この研究では、OECD における所得格差比較研究プロジェクトとの研究協力を通じて、我が国の所得格差の実態を国際比較の観点から分析した。さらに、ルクセンブルク資産調査の研究動向を把握することにより、今後資産格差の実証分析を進めていく論点と課題を整理した。

C 研究結果

・「所得再分配調査」の再集計による基本的な結果は次のように整理できる。

①我が国のジニ係数を男女・年齢別で見ると、当初所得ベースでは男女とも高齢期で著しく高くなる。時系列で見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれており、男性では、30～49歳と65歳以上で、女性では30～44歳と60歳以上でジニ係数が上昇している。可処分所得ベースではジニ係数の年齢間の格差は当初所得ほどではないが、高齢者のジニ係数はやはり高い。時系列で見ても、男性の30～49歳、女性の15～24歳、30～44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。

②世帯構造別に見ると、当初所得ベースでは、高齢者の単独世帯、夫婦のみの世帯で高く、三世代世帯で低くなっている。現役世代では、35～64歳の女性の単独世帯と夫婦のみの世帯、15～34歳の女性の片親と子どもから成る世帯でジニ係数が高い。可処分所得ベースのジニ係数は、男女・年齢別の場合と同様に、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなっている。1987年以降の時系列で見た場合、女性については比較的安定的な傾向が見られる。

③所得再分配効果を、当初所得と可処分所得のジニ係数の変化率である「改善度」で見ると、男女ともに、高齢者で改善度が高くなっている。世帯構造別では、同じ高齢者でも高齢者の単独世帯と夫婦のみの世帯で改善度が高く、その他の世帯との格差が見られる。また現役世代では、女性の片親と子どもから成る世帯で改善度が高くなっている。時系列ではこうした世帯構造間の違いを維持しつつ、改善度は上昇している。

・Basic Incomeの可能性については、当初所得のジニ係数が0.4938に対してBI後の収入のジニ係数は0.3501であるから、BIを導入したほうが再分配効果は高まる。これは、再分配所得の0.3812よりも低い結果となる。もちろん、社会保障による再分配所得の0.3917よりも再分配効果が高いことになる。ジニ係数の改善度もBIは29.7%であり、再分配所得の23.5%や社会保障による再分配所得の21.4%よりもBIが優る結果となった。

・女性の働き方と所得格差については、平均当初所得の水準は、母子世帯が一番低く、これは4時点全てで変化がない。また、母子世帯では所得の分散が小さく、他の世帯構造と比べて低い水準で狭い範囲でかたまっているという特徴がある。母子世帯に次いで、所得水準が低いのが単独(女)世帯である。夫婦のみの世帯をみると、有業人員1名以下と2名以上との間で98年、01年と平均値の格差が拡大している。

母子世帯の離別者、単独(女)世帯の離別者、単独(男)世帯の離別者は、単独(女)世帯の未婚者、単独(男)世帯の未婚者の平均当初所得と比較すると、非常に低い水準に位置し、また、分布がより所得の低い層に偏っていることがわかった。

・母親の就業形態別にみた所得格差については、ジニ係数とMLDの推計によれば、1995年以降、母親のフルタイム就業世帯の所得格差が拡大し、2001年でも他の二つの就業状況よりも格差が大きくなっていることが示された。カーネル密度推定した所得分布の異時点間の様子を1986年、1995年、2001年についてカーネル密度推定して比較すると、どの母親の就業形態(専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業)でも、

モードでの密度関数の高さが低くなっており、一定の所得への集中度が弱まっている。ただし、専業主婦世帯とパートタイム世帯では1986年から95年にかけてモードでの所得は上昇したが、1995年から2001年にかけて低下している。

年金給付の対前年変化率を説明変数とし、実質GDPの成長率(対前年変化率)を被説明変数とする固定効果モデルの推定結果(推定期間は1990年から2001年まで)によれば、年金給付上昇率の係数は小さいもののマイナスの符号を示しているが、1期前の年金給付上昇率の係数がプラスである。ことは、年金給付の伸び率が高いほど実質GDPの成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

公的年金給付の再分配機能については、雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較から、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。なお、女性の公的年金給付のジニ係数は平成11年に一旦上がるが、平成14年には低下傾向にあった。

・資産格差の研究動向については、①資産格差の包括的な国際比較研究は、これまであまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究(LIS)では、ルクセンブルク資産研究(LWS)の検討グループを設置し、β版と名付けた暫定個票データベースを整備し、2005年12月にこれに基づく速報資料を公表した。

②LWSの参加国は2005年12月現在でカナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの9カ国である。しかし、β版では、上記の9カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国について1998~2002年の個票データが整備されている。その他の国についても、順次データを整備する予定である。また、個票データの時系列での整備及び参加国の拡充も予定されている。

③β版に基づく資産保有状況(カナダ、フ

インランド、イタリア、スウェーデン、アメリカ)について見ると、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデンで低く、マイナスの世帯の割合はイタリアで低い。預貯金はスウェーデンで保有世帯の割合が低い、そのスウェーデンでは株式や投資信託を保有している世帯の割合が高い。居住用不動産については、スウェーデン以外で60%台の保有率である。

我が国の所得格差が国際的に見てどのような水準にあるかを知るために実施したOECDにおける所得格差比較研究プロジェクトとの研究協力については、このプロジェクトを担当しているMarco Mirad'Ercole 上席研究官を招聘して共同研究を実施した。

所得不平等度指標それぞれについて、OECD 平均値と日本の値と比率を求めこれを比較すると、日本についてはSCVを除いてどの指標でもOECD 平均よりも高い不平等を示す結果となっている。我が国の貧困率は、我が国の貧困率は15.3% (2000年)で、OECD 加盟国内では高い方であることがわかった。日本ではジニ係数は、継続的に増加しており、1980年代半ばから1990年代半ばまでに1.7ポイント上昇し、その後2000年までの5年間に1.9ポイント上昇した。このような継続的な増加が見られるのは、日本だけではない(例えば英国)、しかしほとんどのOECD 諸国は1990年代の半ばに、こうした格差拡大傾向とは対照的な経緯をたどってきた。日本における相対的貧困(貧困率)は、OECD 所得平均よりも高いが、若年層と高齢層においてとくに高くなる傾向が見られる。日本における子どものいる世帯の貧困率(全世帯に占める貧困割合)は、若年者、高齢者、全年齢(◇)と比べて低い、OECD 諸国平均(右端)と比較すれば高いことがわかった。

D 考察

我が国は、所得格差が拡大傾向にある一方で、税や社会保障による所得再分配が機能している状態にある。今回、等価尺度による所得ではあるが、男女・年齢・世帯構造別にジニ係数の状況と、所得再分配機能の状況について分析した。そこから言えるのは、これまでも増加し、今後も増加する

ことが見通されている高齢者の所得格差、特に高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の所得格差が大きいことと、現役世代の中で30~40歳の所得格差が拡大傾向にあることである。前者については、これまでも研究が行われており、高齢者という所得格差の大きなグループの規模の拡大が所得格差拡大の一面を説明していることが明らかにされている。その一方で、彼らは年金等をはじめとする社会保障給付の多くを受け取る立場にあるため、彼らは所得格差の拡大に貢献する一方で、所得再分配効果の発揮させることにも貢献していることになる。

また、30~40歳代の所得格差の拡大であるが、終身雇用や年功序列賃金といった日本的な雇用・賃金体系からの変化、就業形態の多様化、1990年代以降近年まで続いた経済不況の下で、我が国の社会で、特に社会保障の出し手としての役割を果たしてきた。そのため、ジニ係数の拡大幅は小さかったものの、所得再分配効果を示す改善度は小さく、所得格差の拡大感を強く感じたグループではなかったかと思われる。近年、家族形態の多様化により、ひとり親世帯が増加しつつある。特に女性が親であるひとり親世帯の経済状態は厳しいが、各種の母子世帯を対象とした施策の効果により、高齢者ほどではないが一定の所得再分配機能を享受していたことが明らかになった。

所得分布の推移をカーネル密度推定で調べた結果から、母親の就業形態の別により、世帯の所得分布及びその変化の仕方が異なっていることがわかった。MLDによる要因分解によれば、1986年から1995年の所得格差拡大は、母親の就業形態別にみたグループ内格差が引き起こしており、グループ間格差と就業形態構成比の変化は、むしろ格差を縮小する方向に働いていた。しかし、1995年から2001年にかけて、グループ間格差が格差拡大の要因に転じており、格差拡大に対してグループ内格差と同程度の寄与をするようになったと考えられる。

所得格差と社会保障の給付と負担に関する研究として実施した年金制度の改革動向と年金給付の再分配機能に関する分析によれば、保険料率を固定あるいは将来的に固定しつつ拠出総額に見合うように給付水準

を維持するように年金給付を見直す手法は、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国の年金改革で採られている手法であるが、高齢者の貧困や所得格差が拡大しないようにすることが同時に求められることが示唆された。

E 結論

所得格差が拡大する中、我が国では高齢者、母子世帯の順に社会保障給付に重点が置かれているため、彼らに対する所得再分配機能はよく機能している。こうした構造が1990年代も続いていたことが分かる。また、これまでは社会保障の支え手であった現役世代の中で既に述べたような大きな変化が生じ、格差が拡大している一方で、所得再分配の恩恵は少なくなっている。社会保障の重要な機能である所得再分配機能がどのような人々が支え、恩恵を受けてきたかを常に分析し、必要な課題を検証することが、社会保障の上での所得再分配機能を有効にするものであると言えよう。

女性のライフスタイルと働き方が多様になった反面、離婚やそれにとまなう所得減少のリスクは大きいということが理解される。母子世帯の場合、子どもの存在を考慮すると単独(女)世帯よりも経済状況は厳しいものとなっていると思われる。このようなリスクを考えると、児童扶養手当などの経済支援も重要であるが、リスク回避の手段としては、結婚などの際に就業を中断しないということも重要であり、そのための支援の強化が必要である。

高齢者の中の所得格差拡大については、高齢者の中でも再分配を図り、現役世代(とくに子育て世代、若年世代だけに再分配のための負担が偏らない配慮が必要である。

OECD 諸国の中でも、社会支出(social expenditure)における高齢部分の割合が、日本ではとくに高くなっている。子供のいる世帯の相対的な貧困が OECD 諸国よりも高いことを是正するためには、家族のための移転と高齢部分とのファイン・チューニングを図る必要がある(と考えられる)。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表

金子能宏「先進諸国の公的年金改革の展望」『社会保障制度改革—日本と諸外国の選択—』(東京大学出版会)第1章,2005年,12月

宮里尚三「企業年金をめぐる国際的潮流と企業年金の役割・課題」(島崎謙治氏と共著)『海外社会保障研究』第151号,2005年6月

2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

Ⅲ. 分担研究報告

平成16年度(概要)

（分担）研究報告書

所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

主任研究者

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究者

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

研究要旨：我が国はこれまで、所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。その元になったのは、1976年の経済協力開発機構（以下、OECD）による研究であった。それ以来、約30年が経過し、我が国の所得格差の状況は大きく変わり、その背景に関する議論もいっそう盛んになって来たところである。そのような中、OECDは近年、加盟国の所得格差等に関する国際比較研究を進めており、2004年11月に最新の研究成果を完成させた。本研究班はこの研究報告書を入手し、OECD加盟国の所得格差の動向を把握を行い、その中で我が国の地位の検証を行った。

その結果、OECD加盟国では総じて所得格差は拡大傾向にあり、その中で我が国は中位にある。また、我が国の所得格差が拡大する速度は他の国々よりも緩やかなものである。しかし、G7諸国に限定すると大きな所得格差があることも明らかにされている。また、現役世代やひとり親世帯等の所得格差や低所得者の割合等の分析も行われており、所得格差是正のための政策には様々な集団に対する多様な政策が重要であることが示唆されていることを明らかにした。

A. 研究目的

我が国はこれまで、所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。その元になったのは、1976年の経済協力開発機構（以下、OECD）による研究であった。それ以来、約30年が経過し、我が国の所得格差の状況は大きく変わった。具体的には、厚生労働省「所得再分配調査」によるジニ係数は上昇傾向を示しており、橘木（1998）をはじめとして、所得格差に関する議論がいっそう盛んになって来たところである。

OECDでは、加盟国の所得格差等に関する国際比較研究を進めており、1996年には、1970年代から1990年代にかけての研究成果を公表してきた。2004年11月の研究は、最新の研究成果が完成したところである。この分析の枠組みを引継ぎつつ、分析の対象国を増やしている。その結果、クロスセクションで最大26カ国、時系列で最大で4時点（1970年代中頃、1980年代中頃、1990年代中頃、2000年頃）の分析が可能になっている。

本研究班はこの研究報告書を入手し、OECD加盟国の所得格差の動向を把握を行い、その中で我が国の地位の検証を行った。

B. 研究方法

本研究では、上記研究の報告書を入手し、その中から必要なデータを引用し、活用した。データはOECDにより提供されたものであり、個人データは匿名化されたものである。また、所得の定義や所得格差の算出方法等は、あらかじめ統一された国際比較データとして

クセンブルク所得研究と同様に信頼度の高いものである。

なお、我が国のデータは、平成14～15年度厚生労働科学研究「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」で行われた厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果等が引用・活用されている。必要に応じてこれらの研究成果も活用した。

（倫理上への配慮）

本研究は、OECDの研究報告書、上記の厚生労働科学研究で国立社会・保障・人口問題研究所が指定統計調査調査票の使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った上記個人データの再集計の結果等を元にデータの利用は行っており、個人情報保護等における倫理上の問題は発生しなかった。

C. 研究結果

分析結果は以下ようになる。

① OECD加盟国の所得格差は1990年代後半から2000年頃にかけて緩やかな拡大傾向にあった。そのような中、我が国の所得格差はOECD加盟国の中でも中位にあり、所得格差拡大のテンポも小さい。しかし、G7諸国に限定すると大きな所得格差があること等が明らかになった。

② 現役世代の所得格差は、年齢総数のそれと同様の傾向が見られた。現役世代の中で低所得層を少なくする施策として、低賃金労働者や無職世帯に居住する者を減らす施策が有効である。

③ 子どもの低所得者の割合を見ると、年齢総数よりも大きく、我が国は諸外国よりも若干高めに位置している。子

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（分担）研究報告書

世帯構造と所得格差に関する分析
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者
森田 陽子（名古屋市立大学経済学部）

研究要旨：女性の高学歴化や社会進出に伴い、世帯における女性の所得の位置付けも変化している。ここでは、女性の高学歴化による世帯所得の変化と、離婚等による母子世帯の貧困問題を取り上げる。「所得再分配調査」を用いた分析から、世帯主が高所得層において、その配偶者も有業の場合、高所得であること、また、近年ダクラス=有沢の法則が弱まっており、このような世帯が増加している可能性が示唆された。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯については、低所得世帯が多く、平成14年にこのような低所得世帯が増加していることがから、何らかの政策的対応が求められる。

A. 研究目的

女性の高学歴化や社会進出に伴い、世帯における女性の所得の位置付けも変化している。高所得者同士の夫婦や、離婚率の上昇で、女性の所得は必ずしも、以前のように、世帯主の所得を補助する役割ではない。このような変化がどのようなものか把握し、税制や社会保障制度において、何からの改革が必要なのかどうかを検証する。

B. 研究方法

「所得再分配調査」の平成5、8、11、14年の個票データを用い、世帯主と配偶者の所得分布、世帯構造及び、世帯類型別に見た、世帯の所得の分布を考察する。

（倫理上への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った「所得再分配調査」個票データの再集計結果等を元に行ったものである。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

世帯主の所得が高いほど、配偶者の有業率は低い。しかし、この関係は、近年弱まる傾向にある。世帯主が高所得の場合、配偶者の有業率は低いが、有業している場合、その平均所得は高い。世帯の所得格差の是正に配偶者の所得の役割は小さくない。しかし、世帯主が高所得である配偶者の有業率が高まっており、世帯の所得格差に何らかの影響を与えている可能性がある。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯は低所得世帯が多い。

D. 考察

ダクラス=有沢の法則が必ずしも成立していないこと示されたことから、世帯主と配偶者の両方を考慮した場合の世帯所得でみた所得格差が拡大している可能性がある。分析では、配偶者が有業の場合の平均就労所得は4時点でほとんど変化がなかったが、有業率については、H14年で

上昇がみられ、ダクラス=有沢の法則を弱める要因となっている。したがって、世帯所得格差が拡大しているとすれば、有業配偶者の平均所得が上昇したためというよりは、有業率の変化によるものと考えられる。

E. 結論

世帯主と配偶者が両方とも高所得の世帯が存在する。このような世帯が増加しているのか、どのような属性を持っているのかを検証することが今後の課題である。他方で、母子世帯の貧困問題が確認された。この問題が深刻化しているのか、どのような社会保障制度が必要なのか検証することが今後の課題である。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

山本 克也（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和62年、平成2、5、8、11、14年の6期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要である。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に2、2、2、2、2、1となっている場合、これは2として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

A. 研究目的

本研究の目的は、「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性を探ることである。

B. 研究方法

データセットの時間的な整合性を確認するため、個票データをメモリーに取り込むのではなく、ハードディスク上でストリーミング処理を行うawkを利用してスクリプトを作成した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲「所得再分配調査」のマイクロデータを利用した。マイクロデータを使用の際には、個人や団体が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払った。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性は十分に存在することがわかった。

D. 考察

単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に2、2、2、2、2、1となっている場合、これは2として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

E. 結論

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和62年、平成2、5、8、11、14年の6期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要であるが、それは十分可能なことが判明した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（分担）研究報告書

元野宿生活者への生活保障－公的扶助と民間セクターによる居住支援－
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

研究協力者

稲田 七海（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）

主任研究者

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：1990年代後半における雇用情勢の悪化は、長期失業者を増加させる要因となった。なかでも雇用保険が十分に機能せず、住宅や家族等の生活基盤が脆弱である中高年の非熟練日雇い労働者にとっては、失業が野宿生活化（ホームレス化）と直結している。さらに、これらの野宿生活者は社会保障制度の給付の対象ではない場合が多い。本研究は、現在は生活保護を受給しながら居宅での生活を送っている元中高年野宿生活者の生活保障がいかんにして実施されているかを、大阪・釜ヶ崎で行ったアンケート調査をもとに明らかにするものである。

A. 研究目的

経済不況や雇用情勢の悪化によって増加した野宿生活者（ホームレス）の存在が社会問題化して久しい。2002年にはホームレス自立支援法案が可決、施行され、具体的な支援の方向性が示された。本研究では、これらの野宿生活者をめぐる支援の実態を明らかにした上で、民間セクターにおける取り組みとその効果について分析することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、『「寄せ場」における居住支援－山谷・釜ヶ崎での取り組み』（住宅総合研究所助成研究）によって2002年に実施された、大阪・釜ヶ崎でのサポーターハウス調査のアンケート結果をデータとして用い、サポーターハウス入居者の属性分析を行うとともに、民間セクターによる野宿生活者への支援効果について分析を行った。

（倫理上への配慮）

本研究は、『「寄せ場」における居住支援－山谷・釜ヶ崎での取り組み』（住宅総合研究所助成研究）での釜ヶ崎調査のアンケートの集計結果をもとに分析を行っている。ここでは、個人を特定することができない形で処理されたデータを利用しており、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

まず、クラスタ分析によってサポーターハウス入居者の類型化を行った。

その結果、入居者を5つのグループに類型化することができた。これらのグループは、野宿生活期間、健康状態（通院回数）、出身地等の特性が反映されている。次に、アウトリーチ活動による野宿生活期間の短縮効果を分析するために、SPSSの比例ハザードモデルを利用してハザード分析を行った。アウトリーチについては、民間支援団体による活動、大阪市の委託事業である巡回相談員の活動、サポーターハウス関係者による活動の3つにわけてモデルを設定したが、いずれのモデルにおいても3つの主体によるアウトリーチ活動は統計的に有意な値を示し、野宿期間の短縮化に有効に作用していることが明らかとなった。最後に、元野宿生活者の野宿離脱後の生活改善がいかなるケアとの関連性が強いかが明らかにするために、ロジスティック回帰分析を用いて分析を行った。その結果、サポーターハウスの居室が個室にわかれていることや、生活支援職員の常駐、コミュニケーションの増加が入居者の健康好転意識との関連が強いという結果が得られた。すなわち、これらのケアは野宿生活後の生活改善に効果的であることが明らかとなった。

D. 考察

サポーターハウスの入居者の中に遠距離出身者が一つのグループとして現れたように、多くの労働力が全国各地から釜ヶ崎に集まってきている。とりわけ、県民所得および有効求人倍率が低い西日本の県や旧産炭地から釜ヶ崎への移動が顕著である。そして、失業し野宿生活を余儀なくされた日雇い労働者

所得格差の変化と年金改革の視点
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

主任研究者
金子 能宏（国立人口問題・社会保障研究所）

研究要旨：

本分析では、日本経済や労働市場の変化と関連しながら顕在化しつつある所得格差に対して、公的年金がどのような役割を果たすことができるのか、「所得再分配調査」の再集計結果を用いながら考察する。所得の不平等度を測る指標としてしばしば用いられるジニ係数は、所得が複数の所得源泉から構成される場合、それぞれの所得源泉別のジニ係数に分解することができ、所得合計のジニ係数はそれぞれのウェイト付けされた源泉別ジニ係数の合計と等しくなることが知られている。このようなジニ係数の分解を、当初所得に年金・恩給とその他の社会保障給付を加えた所得移転後の世帯等価所得に適用して、「所得再分配調査」の再集計を行った。その結果、1990年代から2002年までの間、雇用所得の変化がジニ係数の増加にみられる格差拡大に寄与したのに対して、年金給付は、1994年の年金改革以来、報酬比例部分と基礎年金との比率が変化してきたため、再分配後の所得の不平等度を減少させるように寄与していることが示された。世代間の公平性と年金財政の安定化にも資する給付の見直しのもとでも、基礎年金の財源を安定化させ給付を維持することにより、再分配効果が発揮され、世代間の公平性と世代内の公平性をバランスさせることのできる年金改革が、今後可能になることが期待される。

A. 研究目的
所得格差の拡大を抑制し、社会保障の負担を軽減し、世代間の公平性を確保することを目指す。

B. 研究方法
我が国の所得格差の拡大を抑制し、社会保障の負担を軽減し、世代間の公平性を確保することを目指す。

C. 研究結果
所得格差の拡大を抑制し、社会保障の負担を軽減し、世代間の公平性を確保することを目指す。

その結果、1990年代から2002年までの間に、雇用所得の変化がジニ係数の増加にみられる格差拡大に寄与したのに対して、年金給付は、1994年の年金改革以来、報酬比例部分と基礎年金との比率が変化してきたため、再分配後の所得の不平等度を減少させるように寄与していることが示された。

D. 考察
所得格差の拡大を抑制し、社会保障の負担を軽減し、世代間の公平性を確保することを目指す。

E. 結論
所得格差の拡大を抑制し、社会保障の負担を軽減し、世代間の公平性を確保することを目指す。